

補助金交付申請書類チェック表

①本体設置

- 浄化槽補助対象区域か？
- 補助金交付申請書の記載内容は適正か？
- 設置届出書の写し
(※注 審査期間届出受理日から認定型式は 10(以外 21)日経過していること。)
- 確認済証の写し (新築の場合)
(※ふくしま建築住宅センター等を経由して申請している場合)
- 案内図、配置図、平面図 (※既設処理槽の位置の記載、排水断面の記載要)
- 浄化槽は同一敷地(宅地)に設置しているか？(農地は農転必要)
- 工事請負契約書の写し
- 工事費の見積書 (※浄化槽設置と判別できるように)
- 形式適合認定書 (※設置届出書添付と同様) 大臣、建築センター、仕様書
- 登録浄化槽管理票(C 票)
- 登録証の写し
- 保証登録証(市町村用)
- 納税証明書 (※設置届出者…※複数名の場合には代表者 (無職→非課税証明書)
- 委任状 (※設置届出者複数名のときに代表者を決定するもの)
- 本人名義の通帳写し等(口座が分かるもの) ← ※注意：フリガナ・支店名

- 国庫補助金交付要件に該当するか？
- 県補助金交付要件(単独浄化槽及び汲取便槽の入替えのみ該当)に該当するか？

- 住宅を借りている者…賃貸人の承諾書添付
- 町外申請者…国見町民になる念書 及び 住所移転が完了後、住所移転報告書
- 西根堰放流⇒西根堰土地改良区の許可証の写し添付

②撤去費(申請ありの場合)

- 既設処理槽の位置と新設浄化槽の位置が分かる図面(添付)
(※配置図、平面図に記入)
- 撤去費の見積書、工事契約書
- 既設単独・汲取り槽の着工前の写真(添付)
- 国庫補助金交付要件
(※ 1・単独浄化槽の既設部分に一部でも重なりかつ全撤去及び既設処理槽跡地に設置できない場合であって同一敷地内に設置される場合に該当するか?)
(※ 2・汲取便槽の場合は補助なし)
- 県補助金交付要件(既設処理槽の全撤去)に該当するか？

③撤去費(申請なしの場合)

- 既設単独・汲取り槽撤去費の申請をしない場合の理由書
(※家屋に影響ある場合のみを許可とし、それ以外は撤去費申請させる)

補助金実績報告書類チェック表

①本体設置

- 補助金実績報告書の記載内容は適正か？(完了後1カ月以内の提出か？)
- 保守点検及び清掃業務委託契約書の写しが添付されているか？
- 浄化槽法第7条・第11条検査申請書(はがき)の写しが添付されているか？
- 工事写真が添付されているか？
- 底版コンクリートを使用している場合は製品の仕様書等が添付されているか？
(※自社作成の場合には製造から設置までの写真を詳細に撮影されていること。)
- チェックリスト(整備士の印鑑押印済)が添付されているか？
- 工事費の領収書又は請求書の写しが添付されているか？
- 竣工図が添付されているか？ ※放流先側溝等の断面図必須。
- 単独浄化槽からの入替の場合、浄化槽廃止報告書(署名・押印)が添付されているか？
- 使用開始報告書が添付されているか？
- 補助金交付請求書が添付されているか？(請求日は現場確認確定調書日のあとなので、後日提出でもよい。)

②撤去費(申請ありの場合)

- 撤去費申請がある場合には、撤去工事写真(着工前・工事中・竣工)が添付されているか？
- 撤去費分の明細が分かる請求書等(写し)が添付されているか？
- 建設産廃処理結果報告書(マニフェスト)管理票A票が添付されているか？
 - ①記入漏れ等は無いか。
 - ②廃プラ、コンクリート殻等の対象物全て添付されているか。
※コンクリート殻などは発生数量が少量のため、他事業とまとめて処理する場合でも添付され、その際、“(申請者)宅(廃棄物名)を含む”等の記入があるか？
 - ③実績報告書の提出時に上記マニフェストを添付できない場合には、その理由書(任意様式・押印あり)が添付されているか？

※現場完了確認検査時には業者立会いのこと。(日程調整すること。)